

○山陽小野田市地域包括支援センター運営業務（北部）委託仕様書

1 目的

本仕様書は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の47の規定に基づき、本業務受託事業者（以下「受託者」という。）が設置した地域包括支援センター（以下「センター」という。）において実施する業務に関して必要な事項を定めるものとする。

2 担当圏域及び担当地区

圏域	担当地区（小学校区）	65歳以上人口
北部	埴生・厚陽・出合・厚狭・高千帆	10,428人

※65歳以上人口は令和7年3月1日現在

3 施設名称

センターの名称は、受託者の提案を受け、市が決定する。

4 委託期間

契約締結後から令和11年3月31日まで

※準備期間：契約締結後から令和8年3月31日まで

開設・運営：令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

ただし、受託者が法令や実施要領等を遵守しない場合や、業務を適切、公正、中立かつ効率的に実施しておらず、また、市の是正指示に従わない場合などにおいては、期間の満了を待たずに契約を解除し又は契約を更新しないことがある。（この場合、受託者の損害に対しては、市は賠償しない。また、契約の解除又は非更新に伴う市の損害について、受託者に対して損害賠償請求を行うことがある。）

5 センターの設置場所及び設備

受託者は、次のいずれの要件も満たす場所にセンターを設置すること。

- (1) 担当地区内で、地域住民が利用しやすい場所であること。
- (2) センターの事務所は、受託者の施設から分離し、独立して設置することを基本とするが、併設のサービス提供部門がある場合には、別スペースとすることなどにより、当該部門との分離を考慮した配置とする。

6 センターの設備

- (1) 業務を行う上で必要な広さを有する事務室を設置すること。
- (2) 相談及び会議室機能を有するスペースを設置すること。相談スペースは、相談者のプライバシーの保護・個人情報の管理体制に十分配慮すること。
- (3) 事務室内には、業務を行う上で必要な数の机・椅子、施錠できる書類保管庫、電話及びFAXを設置すること。
- (4) パソコン5台及びプリンター1台は、市からの無償貸与とし、受託者は専用の光回

線を設置すること。市が使用する地域包括支援センターシステムを使用すること。なお、システム使用料及び回線使用料は市が負担する。

- (5) インターネットへの接続が可能な環境を整備することとし、事務連絡用メールアドレスを取得すること。センター専用が望ましいが困難な場合は法人等のメールアドレスでも可とする。インターネット接続に使用するパソコンは(4)のパソコンとは別に設置するものとし、受託者との兼用も可とする。また、WEB会議に対応することとし、ウイルス対策等セキュリティ対策については万全を期すこと。
- (6) 事務室を2階以上に設置する場合には、エレベーターが設置されていること。ただし、相談スペースを1階に設置する場合はこの限りではない。
- (7) 必要な駐車スペースを適宜確保すること。
- (8) 市と協議の上、センターの看板をわかりやすい場所に設置し、地域住民への周知に努めること。

7 業務日、業務時間及び緊急時連絡体制

- (1) 業務日は月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までを除く。業務時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、業務時間外であっても、地域住民や関係団体等の会議その他の業務の対応等への出席を求める場合がある。業務時間内は、1人以上の従事者が事務所に残り、相談業務等に対応できるようにすること。
- (2) 業務日及び業務時間外においても、センターは緊急時の対応等を想定し、電話等により連絡が可能な体制を確保するものとする。この場合において、緊急時の連絡体制については、受託者の運営する施設等との連携による対応としても差し支えないものとする。

8 センターの職員体制

- (1) 包括的支援事業の実施に必要な人員配置

センターにおける包括的支援事業に必要な人員は、以下のとおりとする。

保健師	社会福祉士	主任介護支援専門員
1名	2名	2名

ただし、人員確保状況により事前に協議があった場合は、保健師2名、社会福祉士1名等も可能とする。常勤職員のうち1人は、センターの管理者を兼務するものとする。3職種の確保が困難である場合は、これらに準ずるものを配置することができるものとする。

なお、指定介護予防支援事業を兼務する場合は、取扱う指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）の件数は、包括的支援事業の実施に支障を来さない範囲で指定介護予防支援事業との兼務を可能とする。

①保健師に準ずる者

地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師であって、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者

なお、当該準ずる者には准看護師は含まないものとする。

②社会福祉士に準ずる者

福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者

③主任介護支援専門員に準ずる者

次のいずれかに該当する者とする。

ア 「介護支援専門員資質向上事業の実施について」（平成18年6月15日老発第0615001号厚生労働省老健局長通知）による廃止前の「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発代0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了した者であって、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者

イ センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上である者

ここでいう育成計画については、様式の定めはないが、次の内容を記載することとし、当該育成計画を策定した際は、市に報告すること。

(ア) 主任介護支援専門員研修の受講予定日

(イ) 助言を行う主任介護支援専門員（以下「助言担当者」という。）の氏名（助言担当者とイの者が従事するセンターが別である場合は、当該助言担当者が従事するセンターの名称及び所在地）

(ウ) 助言担当者が行う主任介護支援専門員として必要な知識や技術を修得するための支援等の内容（定期的な面談、同行訪問の実施、当該職員が担当するケースに関する検討・振り返り等）

(エ) その他センターが必要と認める事業

(2) 配置職員の変更

配置職員の変更が生じる場合は、事前に市に報告するものとする。

(3) 欠員時の補充

中途退職等により欠員が生じた場合は、速やかに市に報告し、代替職員を配置するものとする。

(4) 指定介護予防支援事業の人員配置

指定介護予防支援事業を円滑に実施できるよう、上記とは別に指定介護予防支援事業所担当職員1名（非常勤職員でも可能 常勤換算も可能）以上を配置するものと

する。この担当職員は、次のいずれかの要件を満たす者であって、山口県が実施する介護予防支援に関する研修を受講する等必要な知識及び能力を有するものとする。

ア 保健師

イ 介護支援専門員

ウ 社会福祉士

エ 経験ある看護師

オ 高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事

9 委託業務内容

事業の実施に当たっては、「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）及び「地域包括支援センターの設置運営について」（平成18年10月18日付け老計発第1018001号、老振発第1018001号、老老発第1018001号に基づき行うものとし、具体的な運用については、一般財団法人長寿社会開発センター発行「地域包括支援センター運営マニュアル3訂」を参照すること。なお、市と地域の課題や目標を共有しながら相互に連携して効果的な取組を推進するものとし、（1）エ、2（ア）については、市全体の業務に関与するものとする。

（1）包括的支援事業に関する業務

ア 介護予防ケアマネジメント（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業）

居宅要支援被保険者（法第115条の45第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。以下同じ。）又は事業対象者（介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号に定める基準（以下「基本チェックリスト」という。）に該当する第1号被保険者をいう。以下同じ。）に対し、その介護予防や社会参加の推進を目的として、心身の状況、置かれている環境等に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス及びその他生活支援サービス並びに一般介護予防事業、市町村の独自事業及び民間企業等の多様な主体により提供されるサービス等、対象者の状態等にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行う。

実施に当たっては、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」（平成27年6月5日老発0605号厚生労働省老健局振興課長通知）の別紙1「介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施について」を参照すること。

イ 総合相談支援業務（法第115条の45第2項第1号）

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における保健・医療・福祉サービス等の関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行う。

- (ア) 初期段階での相談対応
- (イ) 専門的・継続的な相談支援
- (ウ) 地域におけるネットワークの構築
- (エ) 家族を介護する者に対する相談支援

ウ 権利擁護業務（法 115 条の 45 第 2 項第 2 号）

地域の住民や民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながっていないなどの困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を送ることができるよう、専門的・継続的な視点から支援を行う。

- (ア) 成年後見制度の活用促進
 - a 成年後見制度の普及啓発、相談対応
 - b 成年後見制度に関する関係機関等との連携
 - c その他成年後見制度の活用、促進に関することの市への協力
- (イ) 老人福祉施設等への措置の支援
 - a 老人福祉法上の措置が必要と思われる場合の市との連携
 - b その他措置に伴う支援
- (ウ) 高齢者虐待への対応
 - a 高齢者虐待防止に関する普及啓発
 - b 高齢者虐待の相談及び通報受理
 - c 高齢者虐待対応コアメンバー会議の開催
 - d 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）に基づく市との連携、協力
 - e その他高齢者虐待防止に関する必要な支援
- (エ) 困難事例への対応
 - a 専門職が相互に連携した、センター全体での必要な支援
 - b 市や関係機関との連携、協力
- (オ) 消費者被害防止に関する対応
 - a 消費者被害防止に関する普及啓発
 - b その他消費者被害防止のために必要な支援

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第 115 条の 45 第 2 項第 3 号）

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等による連携により、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う。

- (ア) 包括的・継続的なケア体制の構築
 - a 医療機関を含めた関係機関や地域の介護支援専門員とこれらの関係機関との連携及び支援

- b 市が実施する事業への協力
 - (イ) 地域における介護支援専門員のネットワークの活用
 - a 介護支援専門員連絡会の企画・開催
 - b 主任介護支援専門員連絡会の企画・開催
 - (ウ) 介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談
 - a 事例検討会の開催
 - b 市が実施する研修等への参加・協力
 - c 支援困難事例等への指導・助言
 - (エ) その他包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を実施する上で必要な支援
- (2) 包括的支援事業（社会保障充実分）
- ア 在宅医療・介護連携推進事業（法第115条の45第2項第4号）
- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するため、住民や地域の医療・介護関係者と地域の目指すべき姿を共有しつつ、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。
- (ア) 市が実施する事業への協力
- a 在宅医療・介護連携推進協議会作業部会や研修会等への参加
 - b その他在宅医療・介護連携推進に関すること
- イ 生活支援体制整備事業（法第115条の45第2項第5号）
- 単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、生活支援サービスを担う関係団体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていく。
- (ア) 市が実施する本事業への協力
- a 生活支援コーディネーターや関係団体との連携
- ウ 認知症総合支援事業（法第115条の45第2項第6号）
- (ア) 認知症初期集中支援推進事業
- 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」による早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。
- a 認知症初期集中支援チーム会議の開催及び定例相談会の参加
 - b 認知症初期集中支援チーム員研修への参加
 - c その他認知症初期集中支援の推進に関すること
- (イ) 認知症地域支援・ケア向上事業
- 認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症の容態の変化に応じ、全ての期間を通じて、必要な医療、介護及び生活支援

を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制を構築するとともに、地域の実情に応じて、認知症ケアの向上を図るための取組を推進する。

- a 認知症サポーター養成講座の開催
- b 認知症カフェへの参加
- c 本人ミーティング・家族介護教室への参加
- d 見守り声かけ訓練の開催支援
- e 見守りネットさんようおのだ事前登録、見守りQR受付事務
- f チームオレンジへの支援
- g その他認知症施策に係る市の事業への協力

(3) 地域ケア会議の実施（法第115条の48第1項）

包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のために、介護支援専門員、医療、介護の専門職を始め、民生委員、自治会長、NPO法人、社会福祉法人、ボランティア等地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくための取組を行う。

- ア 個別ケースの支援内容の検討を行う地域ケア個別会議の開催
- イ 地域包括ネットワークの構築
- ウ 地域課題の抽出を行う地域課題抽出会議の開催

(4) 一般介護予防事業

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する者を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進する。なお、これらの取組は認知機能低下の予防につながる可能性も高いことから、認知症の発症予防の観点も踏まえて推進する。

ア 介護予防把握事業

- (ア) あたまの健康チェックの実施
- (イ) 基本チェックリストの実施による把握
- (ウ) 医療・介護・地域の関係者等の関係者からの情報提供による把握

イ 介護予防普及啓発事業

- (ア) 介護予防に関するチラシやパンフレット等の配布
- (イ) 介護予防の普及啓発に係る市の事業への協力

ウ 地域介護予防活動支援事業

- (ア) 住民運営通いの場の設置及び活動支援
- (イ) 通いの場交流会の開催

- (ウ) 介護予防応援隊養成講座及びレベルアップ講座の協力
- (エ) その他地域介護予防活動支援事業に係る市の事業への協力
- エ その他市が行う事業への協力

(5) 指定介護予防支援事業

指定介護予防支援は、介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、指定介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整などを行う。受託法人は、本事業を実施するため、介護保険法第115条22の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定及び生活保護法第54条の2第1項の規定に基づく県知事の指定を受けること。

ア 予防給付に係るケアマネジメント業務

- (ア) 利用申込の受付
- (イ) 契約締結
- (ウ) アセスメント
- (エ) 介護予防サービス計画原案作成
- (オ) サービス担当者会議の開催
- (カ) 介護予防サービス計画書の交付
- (キ) モニタリング
- (ク) 評価及び介護予防サービス計画書の見直し
- (ケ) 給付管理
- (コ) 介護報酬の請求

イ 指定介護予防支援事業者の人員配置

指定介護予防支援事業者は、保健師その他介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を、事業が円滑に実施できるよう、1人以上の必要数を配置するものとする。センターの職員と指定介護予防支援事業所の職員は、包括的支援業務に支障がない範囲で、配置要件を満たすものであれば兼務して差し支えないものとする。担当職員は、次のいずれかを満たす者であって、都道府県が実施する介護予防支援に関する研修を受講する等必要な知識及び能力を有するものを充てること。

- (ア) 保健師
- (イ) 介護支援専門員
- (ウ) 社会福祉士
- (エ) 経験のある看護師
- (オ) 高齢者保健福祉に関する相談業務等3年以上従事した社会福祉主事

ウ 指定介護予防支援業務に係る介護予防サービス計画費（介護報酬）

指定介護予防支援業務に係る介護予防サービス計画費は受託法人の収入とする。

エ 指定介護予防支援業務の委託

受託法人は、指定介護予防支援業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託できる。

委託に当たっては、次の事項に留意すること。

- (ア) 山陽小野田市地域包括支援センター運営協議会に報告すること。
- (イ) 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第30条に規定するアセスメント業務、介護予防サービス計画の作成業務等が一体的に行われるよう配慮すること。
- (ウ) 委託先の指定居宅介護支援事業所が、指定介護予防支援業務に関する研修を受講する等必要な知識・能力を有する介護支援専門員が従事する事業所であること。
- (エ) 指定介護予防支援業務に係る責任主体は、センターであり、委託をした場合であっても、契約締結はセンターが実施するものとする。

委託先の指定居宅介護支援事業所が介護予防サービス計画の原案を作成する場合には、初回のサービス担当者会議へ参加し、当該計画が適切に作成されているか、内容が妥当であるか等について確認を行うこと。また、委託先の指定居宅介護支援事業所が評価を行った場合には、当該評価の内容について確認を行うこと。
- (オ) 指定介護予防支援業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託している利用者に関し、介護予防サービス計画費の相当分を、委託先事業者へ支払うこと。なお、委託先事業者への支払は山口県国民健康保険団体連合会へ委託することができるものとする。

(6) その他の業務

ア 住宅改修・福祉用具購入への支援

居宅介護支援、介護予防支援の提供を受けていない被保険者への住宅改修理由書を作成するほか、福祉用具購入のみを利用しようとする被保険者への支援を行う。

イ 山陽小野田市地域包括支援センター運営協議会への事業計画等の報告・説明

ウ 担当地区に所在する地域密着型施設が開催する運営推進会議への出席及び報告

エ 地域包括支援センター連絡会等会議への出席

オ 民生児童委員協議会の定例会、その他地域における会議等に参加し、地域の実情の把握に努める。

カ 山口県、市等が開催する研修会・会議への参加

キ センターにおける適正な文書・記録管理

ク ホームページやチラシ等多様な媒体での広報・周知

ケ その他センターを適正に運営するために必要な業務

1 0 事業計画及び実績報告等

- (1) 業務開始時に、市の定める様式により「事業計画書」及び「収支予算書」を提出すること。
- (2) 年間業務終了後、原則として30日以内に、市の定める様式により「事業報告書」及び「収支決算書」を提出すること。
- (3) 毎月の業務終了後10日以内に、市の定める様式により「事業報告書（月次）」を提出すること。
- (4) その他、市が必要に応じて求める報告書を提出すること。
- (5) 事業報告書等の内容に基づいた評価を自ら行い、その結果により市は改善指導を行うものとする。

1 1 委託料の請求・支払

受託法人は、山陽小野田市地域包括支援センター運営業務（北部）委託契約書に従って、包括的支援事業等の実施に係る委託料の請求書を市に提出すること。なお、委託料の支払は、毎年度四半期ごとに行うものとし、市は適正な支払い請求書の受理後30日以内に委託料を支払うものとする。

1 2 公正・中立性の確保

- (1) 受託法人は、業務を実施するに当たり、正当な理由なく特定の事業者、団体・個人を有利又は不利に扱うことがないように配慮すること。
- (2) センターが、高齢者等にサービス提供事業者等を紹介する場合は、公正・中立な立場から偏りがないように紹介し、地域包括ケアシステム構築の中核機関としての役割を果たすこと。
- (3) センターの職員は、市の事業の受託法人であるという自覚を持ち、名札・名刺・パンフレット・自動車・バイク等について、市民が見て誤解を受けないよう、受託法人名や受託法人の事業所の名称等の情報を記載しないこと。

1 3 法令等の遵守

センターを運営するに当たり、法その他関係法令を遵守すること。

1 4 個人情報の取扱い

受託法人は、個人情報の取扱いについて、法その他関係法令を遵守し、厳重に取り扱うとともに、その漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じること。

1 5 秘密の保持

業務を実施する上で知り得た情報について、その秘密を厳守すること。また、受託法人の職員及び職員であった者は、業務の実施に関して知り得た情報について、契約期間中及び契約の終了後においても第三者に漏らしてはならない。

1 6 苦情対応

センターに対する苦情を受けた場合は、その内容及び対応策についてセンター内で協議し、市に報告すること。

1 7 災害時の対応

担当地区内の要支援者・事業対象者等の要援護者に対し、災害時に対応できるよう、要援護者とともに、避難所の確認、緊急連絡先の確認等を行う。

1 8 感染症への対応

平時より感染対策に努め、感染症に対する対策を立てておくとともに、感染者が発生した場合は、市及び関係機関に速やかに報告し、感染拡大防止に向けた適切な対応を行うこと。

1 9 虐待防止の対応

センターは、虐待の発生を防止するために必要な措置を講じるものとする。

2 0 業務継続困難時の対応

受託法人の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合は、山陽小野田市地域包括支援センター運営協議会に意見を求め、受託法人との契約を解除する等の措置を講じるものとする。この場合、市に生じた損害は、受託法人が賠償するものとする。その他の事由により業務の実施が困難となった場合は、市と受託法人とで協議するものとする。

2 1 保険への加入

損害賠償保険や傷害保険等受託法人が必要と考える保険については、受託法人の判断・責任において加入すること。

2 2 事故発生時の対応

業務の実施に当たり、自己やその他の緊急の事態が生じたときは、必要な措置を講じるとともに、速やかに市に報告すること。

2 3 その他

委託料及び介護報酬（介護予防支援費・介護予防ケアマネジメント費）に係る経費を明確に区分し、経理に関する帳簿等必要な書類を整備すること。

2 4 開設準備

(1) 令和8年4月1日の開設日から業務が円滑に行われるよう、次の準備等を行うこと。

ア 事業計画の策定、業務の引継ぎ、職員研修等の配置準備等

イ 介護サービス事業者や医療機関などの関係者への挨拶等によるネットワークの引継ぎ等

ウ 建物設備等の準備、パソコン設置等の執務環境の準備、管理・運営上の準備

エ 業務に必要な研修への参加、業務の開始に当たって必要な事項

(2) 設置の届出（法第115条の4第3項）、指定介護予防事業者の指定申請（法第115条の2第1項）等、各種手続を行うこと。

(3) 開設準備に要した机、椅子、書類保管庫等備品及び消耗品などの準備費用については開設準備金として委託料に含めることができるものとし、それ以外の費用については受託者の負担とする。

2.3 協議事項

本仕様書に定めのない事項を含む疑義については、市と協議の上決定する。